

令和元年度 第5回胎内市男女共同参画推進委員会 議事録

1. 開催日時 令和元年8月26日(月) 午後1時30分～3時30分
2. 会場 胎内市役所301会議室
3. 出席委員 安城委員、浮須委員、坂上委員、大島委員、虎岩委員(アドバイザー兼任)、
中川委員、布川委員、宮腰委員、渡邊委員
4. 欠席委員 村竹委員
4. 会議次第 別紙のとおり
5. 会議経過 別紙のとおり

第5回胎内市男女共同参画推進委員会 次第

と き 令和元年8月26日(月)
午後1時30分～3時30分
ところ 胎内市役所301会議室

1 開会あいさつ

2 議 事

(1) 第2次胎内市男女共同参画プラン21の進捗管理について【別紙1】

(2) 市民意識調査アンケート(案)について【別紙2】

(3) 第3次胎内市男女共同参画プラン21(案)について【別紙3】

3 そ の 他

4 閉 会

委員長：今日は3つほど上がっていきまして、はじめに胎内市第2次男女共同参画プラン21の進捗会議についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局：早速(1)の議題に入りたいと思います。まず別紙1の表をご覧ください。こちらは現在進めています第2次男女共同参画プラン21の取組指標ということで全課にまたがって現在の計画で動いている施策ですが、全部で42項目あります。その後に項目それぞれの詳細が記されています。左の部分で番号の所に色がついているものと無いものがあるのですが、それはどういったものかというところと3枚目の一番下の所、※印のところをご覧いただきたいのですが、その塗りつぶし部分につきましては市民意識調査や定期調査を実施し2～5年ごとに実績を記載しています。調査によって実績を確認していく項目になります。その他につきましては基本的に毎年度確認をして進捗状況を確認している項目になります。こちらにつきましては、毎年度実績を全課に確認しているのですが、今年度におきましても先に全課に調査と集計をしました。本来であればもう少し早く皆様を示して意見を伺う所ではありますが遅くなったことお詫び申し上げます。概略の部分を簡単に申し上げます。全部で42項目ありまして平成30年度時点の実績を見ますとすでに現時点で目標を達成しているものが26項目あり全体の61.9%ということで6割程度が達成済みということで、今年度も引き続き取り組みを進めていきたいと思っています。その他まだ計画の目標に届かないものも13項目ありまして、31.0%ということで3割程度まだ目標に達していない状況です。その他事業自体が休止しているものや未実施のものが3項目ありまして率にすると7.1%という状況になっています。全部を拾い上げて説明するのが本来ですが、時間の都合上割愛させていただきます。何点か説明させていただきます。5番の所ですが、学校教育の現場において男女の地位が平等になっていると感じている人の割合が基準となる平成25年度の調査では56.2%だったのですが、昨年度実施した調査では52.6%ということで教育現場の男女共同参画の意識がなかなか進んでいない現状が伺えます。別紙1の1枚目の裏ですが項目番号11番です。DVについて無料で相談できる窓口があることを知らなかった人の割合は基準となる25年度32.4%となっているのですが、昨年度の調査では知らない人が増えているということで、定期的にパネル等でイベント時に啓発事業を行っているところではありますが、なかなかDVに関する相談の認知度が上がっていないことが課題としてあげられるので課題として取り組んでいきたいと考えています。あと31番ですがハッピーパートナー企業登録数ということでこちらも平成25年度2社が企業として登録していただきましたけれども、目標は平成30年度までに12社となっていますが、いまだ6社ということでなかなか増えていないのも課題となっています。その他まだ現時点で目標に達していないところについても今年度、来年度以降の第3次計画の方で課題の取り組みを進めていきたいと考えています。非常に簡単でしたがこちらの説明は以上となります。

委員長：ありがとうございます。それでは説明に対しての質問、今回の目標も達成度等の状態について意見等ありましたらお願いします。

委員：取り組みは胎内市は一生懸命頑張っているのだという思いで統計を見せていただきました。その中で気になった点を説明にもなかったことなのですが、40番の市の男性職員の育児休業取得者がゼロということに頑張りますという一言があれば安心して質問もなかったのですが、一番大事な部分ではないかと思ひまして、他の統計で見ましたけれど配偶者の育休は見ましたが、80%近く取っているということですが、男性の突破口を作る方に対しては華々しく表彰状をあげるとか、本人もそうですが上司に対してもよくそういう職員を出してくれたということで今までにないパフォーマンスをしてそして啓発を図ると言いますが、ゼロと

いうのはとりにくい状況がどこかにあるのではないのでしょうか。男性が育休を取りにくい環境が胎内市役所の中にはあるからこそ男性が取りにくいのかなと思いますので、そこを見張らせて頂くということが一つ男女共同参画を可視化する意味でとても良い事例だと思います。そんなことでぜひ内々に取りにくければ環境を何とかするから第1号取ってほしいとか課長からぜひ働きかけていただいて、ゼロというのが残念だと思いました。

事務局：5ページの40番の28年度に1人とカウントされていますが、この1人が彼なのです。総務課の人事ということで育休を率先している立場でもありましたし子育ての状況でもありましたので彼に習いではないですが先頭に立ってやっていただきました。なかなかその後29、30とゼロと続いています。

委員：生まれなかったわけではないですね。

事務局：他に子供が生まれた職員も多くではないですがいますので、先ほど私の挨拶で8月6日の庁内会議で委員に議論していただく前に議論させていただいたその庁内会議のメンバーも子育て世代の若手の職員を対象にしてこの庁内検討会議を行っています。かといってそれがすぐ育児休暇に結びつくかということなかなかそこまで結びついていかない部分がありますので、職員の夏季休暇や有給休暇の消化率も含めワークライフバランスも含めもう少し職員の意識改革を進める手立て、方策を前向きに人事ともやり取りしながら解消させていただきたいと思います。

委員：取りにくい何かがあるのではと思うので男性がね、取りにくい風土があればこそ人事にいる方は周りの皆さんが理解して参考になるためにということで頑張られたのかなと、他の課の方たちのその辺もったいないです。生まれたときの感動とかをお母さん独り占めしているのが、本当に一生の中でのもったいないと思っているものですから、ぜひお願いします。

委員長：ありがとうございます。では他にありますか。

委員：もう一つよろしいですか。23番のパパママ学級のお父さん参加割合というのが、減りもしない伸びもしないというあたりですが、どちらかというとお父さんが仕事に出られている方が、お母さんが仕事を持っている比率が高くなっている社会と言いつつも、お父さんが参加しにくい日程になったりしていないか、もっと参加できるようなこの風土づくり環境づくりみたいなものが必要で、数を延ばすためにはこのままの風土で良いのかなというところから始まらないとただ呼びかけだけでは数字はなかなか上がらないと思うのです。今ふとこれも見てそんな風に感じました。

委員長：何か補足とかありますか。変更意見についてはよろしいでしょうか。では他にありますか。

委員：5番の学校教育の件ですけれども、容認ということについては予測とか考えというのは、指標の所を見た時に学校教育の場において男女の地位がということになっていて、この指標は難しいなと思ったのです。つまり職場としての学校教育の現場なのか学ぶものの学校教育の扱いなのかということについて、答える側が区別をちゃんとできているかそういうことも含め、どういう風に捉えたら良いのかこの指標自体どうとらえたら良いかというふうに疑問を抱いたわけですからけれどもそもそもどういうアンケートで聞いているのかというところは、アンケートですよ。

事務局：学校現場の中学生の生徒に向けたアンケートです。

委員：子どもが答えているのですね。子どもたち自身が平等に扱われていないと思っているということなのですか。

事務局：そうですね。

委員：それはなぜですかね。

事務局：先生が言われるように中学2年生の生徒同士の男女平等なのか、それとも社会全体のお父さんお母さんを含めた男女平等についての質問なのか。

委員：あくまでも教育の場ですよ。先生たちの様子とかそういうものも含めてなのかなと、たとえば校長先生とか自分たちの扱いなのか、たとえば女性の先生が少ないと思っているとかそういうものがあるかも知れないし。

委員：この場面では男が優遇されている、この場面では女が優遇されているような感じのものだったような気がします。

委員：どうやって子どもたちが理解するのかと難しいなという気がしました。子どもがそれを解釈するかがわからないということですね。学校教育は法律で男女平等が定められているもともと男女平等が進んでいる場所であるはずなのに後退していることに少し驚いたのです。どう子どもがとらえたのかなということなのです。

事務局：いろいろケースバイケースで聞いているのです。社会における男女の平等感ということで、男女の地位は平等になっていますか、男性が非常に優遇されている、どちらかと言えば男性が優遇されている、平等になっている、どちらかと言えば女性が優遇されている、女性が非常に優遇されている、わからないという6択あってその平等の場というのが家庭生活、職場、学校教育の場、地域社会、政治の場、法律制度上、あと社会通念・慣習・しきたり、この7項目を今言った6択で答えた結果をトータルで集約したものが虎岩先生が下がっているといった5番の指標になっているのかなというところなので、様々な環境というか7項目の場面での男女平等の意識についての平等感についての設問になっています。学校教育の場においてというのは、それを抽出したものなのですその中で、7項目あった学校教育の場においてというものを56.2ということなので、男性若しくは男性が優遇されているというのと女性が優遇されていると女性が非常に優遇されている、平等になっているとわからないを除いた割合が52.6ということなのかな。男女の優遇はどちらかに優遇されていても。

委員：男性の方がというか優遇されていると答えたのが56.2でしょうかね。子どもがそう答えているということですね。

事務局：これは一般です。中学2年生のアンケートについては、

委員：質問の意図として、なにがそうさせたのかなというところを知らないという事案も打ち立てられないというかそのところを考えて行かないといけないなとわれわれについても思った次第です。後退の原因ということにもいろいろ解決していかないといけないだろうな

とは思いました。

委員長：もしかしたらそこが男女共同計画というのは共通問題において対子供に対してどういう施策をするかということをごここで諮っているもので、そうなってくると今回の結果というのは対象者が学校の生徒ではないので、もしかしたらどういうリンク付けをするかというところの問題になってくるのかもしれませんがね。

委員：ここだけではなくてたくさん課題が在りますし、委員からとても良い指摘を頂いたので、たとえば11番のDVの相談窓口はもっと周知していなければだめなのに、そういう部分について何が原因でこういう数字になっているのかということを増えていないところとかいくつかあるので後で調べて、例えばDVについては平成25年には資料があるならどういう周知をしていて知らない人が増えている30年度にはどのような周知をしていたという比較をしてみることで、昔やっていたのにやっていないからこのようになったのだと原因が分かってくると思いますから、その辺あとで次回までに出していただくなり、私たちも教えていただきたいですが施策を推進する上で参考にしていっていただけたらと思うのです。

委員：計画を立てるとか要因分析とか。

委員：さっきの育休を取れないといった風土をなぜそういった風土があるのかということのも含めたり色々あるかと思います。

委員：簡単な質問ですみませんが、家族経営協定の34と36番の締結数についてあるのですけれど、これは総数ということですか。それとも新たに提携した人。平成25年度からは5増えているという意味ですかね。

事務局：そうですね。

委員長：他に質問はありますか。よろしいですか。では今意見がでましたので、次回に活かしていただければと思います。では次の議案ですが市民意識調査アンケート(案)についてということで事務局からお願いします。

委員：その前にこの資料は30年度の終わったものですよ。なぜにこの資料があるかという、終わった中身を誰かに周知させるための資料ですよ。要はやったものの紹介でしょう。人に見せる資料なので、どういう載せ方が分かり良いか私なりにみてみると一番上のこれの元の資料というのは一番トップに出ていますよね。30年度の目標に対しても30年の結果が出たわけだからなぜここに結果を載せないのかなと、これとこれは30年度の結果ですよ。

事務局：この緑の部分をこちらに載せていなかったということですね。

委員：頭からいくと事業名があつて計画があつて実績があつて成果と今後という建てつけになっていますけれども、要は事業計画がこうだったというのに対して実績がこうだとなっているのだけれど、結果に対するこれはこうなったこれは出来なかったというそういう表現が無いと非常に分かりづらいですよ。それと成果と今後の課題についてもこの文章の中の成果というのはどれであつて今後の課題はどれかと読めない。この文について言うと昨年29年度結果がどうかとあつたけれど形勢下降今後の課題という表現があつてこのような文章を書いて

いるので表現が非常に分かりいいかなと思います。

事務局：これは全般的な話ですか。

委員：全般的な話です。あと個別の話に行っていていいですか。1ページの中に一番下刊行物の発行と書いてありますけれど、事業実績を見ると防災ガイドブックの改定をしたと総務課がやったはずの事業であって担当課は全課と書いてありますが総務課しかやらなかったという気がします。刊行物は総務課しか発行していなかったですね。

事務局：そうですね。これは総務課単独での防災ガイドブックの女性への配慮を避難所とか高齢者とかで。

委員：全課と書いてあるのでいろんな課から出てくると思っているのですが、総務課の案件しかなかったの他の課は何をやっていたのと計画がなかったのですか。

事務局：総務課だけではなくて他の課からも、一般的には全庁のお知らせとか案内とか刊行物ということで市報でまとめて、たとえば今回のこういうふうな今第3次プランですけれども、30年度に他課で様々な計画なりガイドブックなり諸々の刊行物を策定して公表した事例がなかったかどうかということで、たまたま全課ということで書いてありますけれども、防災ガイドブックは総務課です。それ以外の刊行物はこうふうなものが子育ての支援計画ですとか学校の再配置の計画ですとか保育園の適正化計画ですとか諸々各課にそういう計画がありますので、30年度にそもそもそういう計画書が発行された実績がなかったかどうかを言われている訳ですよ。それについて再度確認させてください。各課から上がってきたのが総務課の防災ガイドブックしかなかったのですが、その辺を事務局の方で本当になかったかどうかを確認が手薄だったというのはありますので。

委員：あと2ページ、事業実績ですけれども毎日単純に仲よく遊んだり活動しましたよと、これは本当に実績という表現でよいのでしょうか。具体的にどんなことをやってとそれでいいのではないですか。仲よく遊んだり活動したとそれをさらっと書いて良くやりましたと言っているのかなと思います。

委員：委員が言われる通り、仲よく遊んだり活動したり、これは担当の子ども支援課の方から来た文章そのものを載せてあるということですね。これを読んで何を感じたかということ、子ども支援課の職員の方もいわゆる男女共同参画の視点が無いのだなと思ってこれを見た時にその視点があれば男女共同参画の会議に載せるにはあまりにおかしいと今どきこんなことでは通じないという指摘があると思います。そういうことがないことが私は何を読み取ったかということ職員の中でまだ全然人材交流の社会づくりとか性別や分担とか固定観念にとられない社会を子どものころから遊びの中から指導していく視点が無いのだなと思ってこれで通るのだなと思って出されたのかなと感じました。

委員：そもそも事業計画がこれですよ。それを通したのですよね。そこが問題なのではないですか。

事務局：もう少し具体的に小さい子供達に男女の平等意識、共同意識を仲よく遊ぶ事もそれも一つかも知れませんが、そういう保育事業というか保育計画というのは胎内市に無いのではという

ふうにとらわれがちになってしまうということですね。

委員：男女平等教育の充実、では具体的に何をやるか、男女仲よく遊ぶでは計画になっていないということですね。

事務局：わかりました。もう少し具体的に掘り下げて記述するようにこども支援課の方に確認させて頂きたいと思います。

委員：それこそ男女共同の一般的な視点をもつ絵本を何冊か購入したり、それこそ具体的だと思います。

委員：そういうことを言えば各小中学校の事業実績もただスキー事業をしたとか、これでは今までと同じではないか、それではなぜこれが共同参画の視点を持った体験になるのという職場体験の中で、何を学ぶための職場体験だったかとかね。

委員：普通子どもの課外活動ですけども、男女差別も感じないけれども男女平等の意識はしていないかと思うのです。計画から見直した方が良いかもしれないです。

委員：それをOKしてしまったのですね。

事務局：そうですね。5年前は、以前も委員さんから指摘があったようにこの計画自体が大分男女平等からかけ離れているという時代遅れになっているので、それなので今回は。

委員：つづけてよろしいですか。8ページ一番下の女性の委員を30%にしますよということにして、事業実績は女性は積極的に登用するように求めたと書いてありますが、誰が誰に求めたか知りたいです。

委員：審議会登用の所ですか。

委員：審議委員会に女性の登用をして30%以上になるようにした。これは達成したみたいですが、事業実績の中に女性を積極的に登用するように求めたという文言ですが、誰が誰に対して求めたのかという意見です。

事務局：これは市の附属機関とか任意の委員会とか諸々、市の委員会がありますが、その中で総務課から課長会議・庁議等で附属機関とか設置運営基準要綱に女性の委員の割合を増加させるよというのがありますので、文章で全課に通知したというふうに理解いただきたい。

委員：総務課が各課に通知したと、なおかつあまり向上はしていませんね。

事務局：今の所、極力女性委員について30%を目指している訳ですが、現在でも女性委員の入っていない委員会もありますので、その辺を重点的に1人でも女性の委員を入れるよということ、私の方から口頭で30%は目標であるけれども、特にゼロ人の所については重点的にやっていただきたいということで話と文書で併せて伝えたということです。

委員：たとえばいなければ委員会として認めないとか。

事務局：そこまではちょっと難しいと思います。

委員：続けてよろしいですか。それで資料を探してきたのですが、去年8月24日に問い合わせしてまして9つあったのです。この中で女性が少ないということがあげられていましたので30%だから改善してきたのかなとは思ったのですが、やっぱり偏り過ぎていたのではないのでしょうか。女性が入れないような先入観があったのではないかと思います。審議会とか協議会の中に女性がいなかったという所を見ると、最初から防災会議とか水防協議会とか女性は関係ないのだという意識が先にたっていたのではないのでしょうか。5年前と今では違うということにはなってきたと思いますが、それをすごく感じたのです。

事務局：その辺は総務課の防災、うちが担当なので、防災関係の委員は。

委員：それと消防の女性が増えていたということで、時代が変わってきたのだなということは感じました。平等ということでしたら先入観を捨てていただきたいということが一つではないでしょうか。このものは女性が入れない、男が入っていいというのが先に持っていたうえでの協議、審議会があったような気がしました。

委員：会の民間団体の長というのはだいたい男性が占めていますよね、そういう社会でしょう。この審議会に委員をとると会長が出てくる。そうすると男なのです。基本法にも積極的改善措置を取るよという2章の2項にあるように、お宅からは会長は男だけれど女性をお願いしますというそういう行政側からの具体的な呼びかけをしていくということも一つの方法ですよ。女性の構成員がいる様な団体であれば、お宅からお願いしますという大体男性が出てきます。その辺で女性をお願いすれば何か向こうからの推薦で出てこられるという突っ込んだお願いの仕方というのが今後は数の平均を取るには大事なかなと思っています。

委員長：引き続きありますか。

委員：委員さんが呼び水していただいたので、少し内容的な所でよろしいですか。3ページで今後の施策の国際的理解と協調の推進という所で、海外体験学習が無くなったということですよ。斜線になっていますけれども、今後これはただ海外体験するだけではなくて、いわゆるジェンダー平等が世界の中で日本がどんな位置づけをしているかとか、そういうことに対する認識も深めるということが国際的理解の協調の第一歩だと思うのです。その大事な部分がスポッと抜けていてただ交流しに行けばそれが男女共同参画云々ではないと思いますので、そういうあたりも今後の計画に文言として世界の中の日本の平等の位置づけへの認識みたいなことを作る側が認識していかなければならない大事な視点かなと、だんだん日本全体が世界の中で平等順位が落ちて来ていますから、先進国でありながら日本は何をしているのだと言われるがごとく、胎内市からは是非アップして頂いて新潟県全体の平均、日本全体の平均も上がるようにしていくということも大事なかなと思っています。それから4ページですけれども、重点目標2のあらゆる暴力云々という所ですが、これからのプランを作るにあたって番号8のところに平手で打ったりという身体を傷つける可能性のあるもので殴ることについてという、要するに何で殴るかをより具体的に書かれていたのだと思うのですが、平手で打ったりとはではグーで打つのは良いのかという形にも、細かいことを言うようすけれども、この文言が傷つける可能性のあるもので殴るとかそんな風にしなくても暴力という言葉で殴ったり蹴ったりだけではなくて、言葉の暴力があるということも含めて、暴力の概念が

分かるような文言に今後の計画はしていくべきだと思いました。それからドメスティックバイオレンスの所がほとんど児童虐待ネットワーク、児童虐待云々になっているのですね。児童虐待も大事ですが、配偶者パートナーとの大人の関係性の中でのDVですから、子どもに対する虐待も認識をしっかりと無くしていかなければなりません、今後のプランの中にはその辺が少しわかるような書き込みが必要かなと思いました。それから、5ページのセクシャルハラスメントの根絶と防止に向けた啓発、施策の方向(2)なのですが、出来る事に対してのこんなことのないようにという意味合いで言わせていただいています、セクハラ問題なのにここに書かれていることがほとんどDVなのです、おかしいですよ。セクハラ問題は一つのハラスメントの根絶にして、性的なハラスメントだけではなくてパワハラもあれば今はマタニティハラスメント、子どもを持ちながら働き続ける人への嫌がらせもあり、ハラスメントにはどのようなものがあるかを意識づけながら、セクシャルハラスメント一つにしないで今後の行動計画の中に生かしていくべきだなと、今までのこれではセクシャルハラスメントの所がほとんどDVなのです。DV防止のポスターの掲示やその他ありますので、そこを気を付けていただけたらと思いました。今後に向けての事ですね。7ページの最後の枠組みの中の家族経営協定のところにとっても良い文章、女性が対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするためというその家族経営協定がなぜ今女性の地位向上や男女共同参画のために農業世界では必要かという所でこの文章はとってもいいと思うのです。だから生かして頂けたらと思いました。これからのプランが良くなるために思っているいろいろと詳しいところを話してきました。

委員長：ありがとうございました。他にありますか。

事務局：全般通して今の2次のプランに基づいた事業計画、事業実績、その成果と課題ということで表形式に、先ほど30年度の指標が載っていないと委員の意見ももっともです、2次のプランがかなり形骸化と言いますか古くなっていて、今の時代にそぐわなくなっていて、内容もそうですし表現もセクシャルハラスメントだけではなくパワハラもモラハラもマタハラもある時代になってきていますし、DVも児童虐待だけでなく配偶者の虐待、それを見た子供への精神的影響とかもろもろあるので、2次のプランにのっとったこの計画実績を積み上げていくというのが難しくなっています。たしかに成果としてあげられるものは上げていきたいですし、変えていかなければならないものは3次に生かして行って、指標も新たな指標を設けていくという今の意見は3次の事業計画、行動計画を作るうえで参考にさせていただきたいと思えますし、最後の3番の基本方針と言うかその部分で施策目標、重点目標、施策の方向というところの施策の方向の部分で内容的なものを委員の皆様にも今の資料を踏まえた上でここに盛り込んでそこにぶら下がる事業計画を新たに作っていきたくと思っていますので、その辺を十分に施策の方向でもしよろしければ今各課に三次計画の今回示した進捗管理表の元となる行動計画、事業計画を各課にこういう方針で行くからここにぶら下がる事業計画を各課に照会しているところです。その部分を今日皆さんから得た意見を参考にしながら今の時代にそった3次プランの行動計画、事業計画にしていきたくと思っていますのでよろしくお願いします。

委員長：ありがとうございます。私の中でも整理させて頂きたいのですが、今皆さんから意見や提言を頂いたのはこれに対しての委員会の評価みたいなことについて皆さんから意見を頂くという、これをもって今日の議題の3番目のプラン21これが確定した時点でここにぶら下がる事業計画が第3次のプランとして出てくる、それがここに入ってくるというものになるのですか。

事務局：入ってくるものもあるし削除されたり変更されたりする部分もあるでしょうということですので。

委員長：必ずしも踏襲するわけではなくということですね。

事務局：3次にそっくり行くわけではなく、見直しをかけということで。

委員長：そうしますと今私たちがいる委員会の役割というものは、この後の事ですがこれを確認した後に各課から出てくる事業目標、事業計画、それをここでもんでといたしますか。

事務局：ですので今日の2次のここで出た進捗の意見と3次はこういう計画で行きます、指標はこうですよというものをまた議論でこの指標でいいのか事業計画の内容はこれでいいのかを皆さんに3次の新たな計画として議論をして頂くという予定です。

委員長：ありがとうございました。

委員：各課の評価というのはどうするのですか。自分たちがどれだけやったか。自己評価そういうものはこれまでやったことはないですか。

事務局：ないです。

委員：そういうことは、計画はこれからされますか。というのも目標を立ててどれだけ達成できたか。

事務局：それは二次の件です。

委員：2次はやっていないのですね。今後はやる可能性も私たちが提言すればやる方向になるということですね。

事務局：はい。

委員：そういうABCで評価する事になると目標はかなりはっきりしないといけませんよね。たとえば一番最初の男女で仲よく遊ぶみたいなことだとABC評価できませんよね。

事務局：はい、もっと客観的に見れるような、

委員：評価資料を作らなければいけませんよね。かなり大きな変革になりますけれど。

委員：それをやることで今まで男女共同参画施策の上で認識していなかった職員の方がそれぞれの課で認識するのではないですか。

委員：認識できると思います、自己評価しなければならないので。先ほどの男性の育児休暇も何人とか何%とか、パーセンテージにすると達成できたかどうかになるので明確ですよ。それを提示しなければいけなくなった時にやれてないと自己評価ができるそういうことを我々が提言してもいいわけですよ。

事務局：いいです。

委員：仕事が増えると思いますが。

事務局：けっこう市民意識調査に基づく産出指標が多くあるのですが、もっと客観的に見れるような指標があれば自己評価もしやすいと思います。

委員：課の事業の取組みの成果ですしね。意見交換できるように提案もできるかと思います。

委員長：ありがとうございます。では次の議題に移ってもよろしいでしょうか。市民意識調査アンケートについて事務局をお願いします。

事務局：議題の2番、別紙の2番こちら前回の委員会の際に提示したアンケート調査、市民と中学生向けのアンケートですが、こちら公表させていただきましてまた概要版として市民の方に公表してはどうかということで意見をいただいてそれに基づいて前任者が作ったのですが、こういった形で市報の10月1日号に特集記事として掲載することを考えています。一応どういった項目を抜粋したかということと以前委員の皆さんからいただいた意見を参考に、市として特に市民の皆さんに意識を向けてほしい項目をピックアップしたらいかがでしょうかという意見をいただいて、いまだに残る固定的性別分担役割意識の項目ですとか、男性の育児介護参加につくものですか、DVとかこちらが課題としているものを多く上げさせていただきました。あと以前に示した調査結果がかなり細かくて分かりづらいという意見を頂いてなるべく字はあまり細かくならないように簡潔になるよう作らせて頂きました。グラフの大きさも前は小さかったので大きくしてカラーも付けたりしましてこういった形でもう少し内容を吟味したうえで10月の市報に載せたいと思っています。簡単に中身も説明させていただきますが、一番最初の所ですが男女共同参画情報 Vol. 3 ということで過去に Vol. 1、Vol. 2、昨年度一昨年度の市報で特集号を組ませていただきました。今回は3回目ということで Vol. 3 という事になります。タイトルは変わらずに「ウィズ共に生きる」ということで男女が共に参画社会を目指したタイトルになっています。最初に結果の報告ということで述べさせていただきました。調査の概要は対象者が胎内市に住む18歳以上の男女2千人、方法が郵送による配布と回収、調査期間が今年の11月15日から12月31日までの1か月半です。回収率が755人37.8%ということで委員の皆さんから意見を頂きましたが、回収率が少ないということで特に下のグラフを見ても分かりますが、若い方がなかなか回答いただけずにどちらかということと中高年から高齢の方々の方の意見がより多くなってしまっていて、結果的にもそういった50代以上の方の意見が多く反映されたような結果となっています。続いて回答いただいた方々のプロフィールということで男性女性の割合、それから年齢別のグラフを頂いています。男性より女性の方が若干多く回答いただいています。その次固定的性別の役割分担意識の考え方ということで、男性は仕事、女性は家庭という考え方について賛成、反対という質問に対して、賛成と答えた方々は反対を若干上回って6割程度です。次に胎内市ではこんな社会を目指していますということで男女共同参画社会の概要を説明させていただいて各分野での男女の地位の平等感ということで、社会通念ですとか法律、政治の場などと言ったような様々な場において男女の地位が平等かという質問で、一目でわかる通りどちらかと言えば男性が優遇されているか非常に優遇されているがどの項目でも多く、学校現場においては平等になっていると回答した方も多いのですが、先ほど言いました通り以前の結果からするとこれもなかなか改善が見られないということで課題となっています。その次、男性の育児介護参加ということで先ほど意見を頂きましたが、男性の育児休暇これについて

もなかなか取りづらいということで今後の課題ということで上げさせていただきました。次に男女共同参画社会の実現を目指してということで第2次胎内市男女共同参画プラン21とはということで上げさせていただいています。こちら最初にDVの認知度ということでそれぞれこれはDVだと思いますかと言ったようなものでそれぞれ項目をあげさせていただきました。さきほど委員からありました通り、平手で打ったり身体を傷つけるもので殴ったりとか表現について今後検討させていただきますが、今回の項目についてはこのまま上げさせていただきたいと思っています。前回調査と比較してこれはDVだという意見が全体的に多くなっているのですが精神的な苦痛を伴う認知度ですが言葉の暴力に関してはまだまだ認知度の改善がみられないとなっています。その下、求められる政策ということで男女共同参画社会を実現するためにどういった施策が必要となりますかということで市民の方々から頂いた意見を各項目のパーセントをあげています。見て分かる通りですが18項目の中で子育て介護支援が一番高く、次にDV・セクハラとか虐待等の暴力の根絶、職場における仕事と家庭の両立支援推進となっています。次に女性と男性が生き生きと活躍できる社会をつくるということで女性活躍推進法の制定ということで紹介をあげています。ワークライフバランスの項目ということで自分が生きていく上で仕事に専念するか仕事と家庭を両立する若しくは地域活動に専念するといったような回答項目がある中で理想と現実にかい離があるということで現実のライフワークバランスでは同じように両立するといった意見が2割程度ということで中々両立できていない現状があり、皆さん主に仕事を優先しているといった傾向が見られます。最後に女性活躍推進ということで女性が主導的な立場に着くことに賛成か反対かといった項目、それから公職に女性が主導的な立場に着くことが必要かどうかと思う思うのか意見聞いたものをあげさせていただきました。職場では女性が主導的立場について賛成が6割を超える結果になっています。地域においては賛成が4割程度ということで職場より低い状況になっています。女性が公職に就くことが必要かということについて思う思うが6割を超えているということですが実際はなかなか増えないという課題があるのでこういった項目も上げさせていただきました。最後に右下の所でハッピーパートナー企業の紹介も少ない部分ですが上げさせていただいてこういった形で市報に特集号で上げさせていただきたいと思います。皆さんの方でもご覧になってこういったものも上げた方が良いのではないかとここは分かりづらいとか意見がありましたら是非聞かせていただきたいと思います。

委員長：はい、ありがとうございました。それではいかがでしょうか。

委員：Vol. 3ですが、1と2を覚えていないのです。私この委員会をやっても市報たいないで私のやっていることだなど見た覚えがないなと思って、見にくいのと目を引かないのとあるのかなと思いました。あと印刷の時ページ数を書いた方がいいと思います。アンケートの結果がポンと出て来てアンケート調査結果報告と書いてあってそれが何なのかというのがオレンジの所に書いてあるのですが、第3次を作るために調べましたと言あるといいのかなと思って、あとグラフの説明が言葉で丁寧に書いてあるのですが、男性は仕事、女性は家庭とか何%であるとか書いてあるのですがグラフを見ればわかるのでグラフのパーセンテージの数字は全部省いて、この結果は胎内市的にはどういう現状かわかればまだ少し封建的だねとはっきり書いてもいいのかなとかこういう所をお父さんもお母さんも家にいられると一緒に仕事をしていいよねみたいな砕けた言葉で解説を入れた方がいいのかなと思ってそれは書き方が難しいと思って、例えばですがすごく手間もかかるのですが、やりにやんに言わせるみたいな「もっとおかあさんと仕事したらいいな」とかやりにやんも家族がいるじゃないですか、ああいう人たちが出来て来てグラフに対してぶつぶつ言うみたいなのも見てく

れる人は見てくれるので上がるのかなと本当に思ったりしました。グラフをどう見たらいいか分からないみたいなものは、やらにゃんみたいな人に言わせるということになると俯瞰して言葉とか思いつきやすくなるのかなと思いました。取り上げた項目はいいと思うのですがこれが挟まっていた時に読んでみようかという気持ちになるにはグラフの数字の説明は省いてグラフの見方と現状等の解説をやらにゃんとか言葉で書いた方がいいのではないかと思います。

委員：やらにゃんというのは胎内の独自の物ですか。

委員：胎内市のPRキャラクターです。主に観光が仕事なのですけれど。結構グッズもいっぱいあるので胎内市の人は知っています。

事務局：委員が言われる通りいかにも役所的な、おっしゃる通りだと思います。単に胎内市で報告書にまとめるのであればこれで良いのですが、これを市報で皆様に知らせるという原稿であるならば、確かに数字が何パーセントとか言っても見ればわかるので、それについての胎内市の見解であるなら重々しくなるのでやらにゃんにかこつけて親しみやすくというところで記述を変えて柔らかくするというのはたしかに目を引いていただくためには重要かと思いますし、あくまでもこのアンケートは第2次プランの計画に基づいたものではありませんが、第3次プランにこの結果を反映させるためのプランですというところ、この2枚目の一番上に男女共同参画の実現を目指してという、第2次プラン21と書いてあるところを3次に拡張して表現するとかそういうものも盛り込んでいきたいと思います。あと星印は堅苦しい表現を女性活躍推進法の制定ですとか男女共同参画プラン21とはほか男女共同参画社会とはを星印で大きなくくりの説明がありますが、これはこれで私はいいのかなと思っていたのです。

委員：行政が出すものであれば中身は皆さんに興味を引いてもらうようにやらにゃんとかそういうので良いですが、大事な部分はそういう時こそ認知していただく意味で大事なのではないのでしょうか。

委員：メリハリがついて読みやすいかもしれません。

事務局：わかりました。良い意見をいただきました。

委員：市報たいないにそれは載るのですか。

事務局：市報は月2回発行していきましてお知らせ版と特集を含めたものが1日号と15日号で、10月1日号に特集でこれを載せる予定です。胎内市が進める男女共同街づくりみたいな感じでアンケート調査を行った結果がこうなりましたと、ついてはこれは第二次プランでの結果に基づくものですがアンケート結果を踏まえて第3次プランにそれを入れていきますというところです。

委員：10月に出るのですか。次期の委員会はいつですか。次の委員会の時に頂けるかなと思って市民ではないものですか。

事務局：市報は胎内市のホームページでもPDFで見られます。

委員：それも見ます。

委員長：ありがとうございます。では是非ご活用いただければと思います。

委員：質問ですが、回答率がどうかという表なのですが、これはこの表現の通りで良いのですか。755人のうち50歳以上の割合が高かったとか若年層の回答率が低かったとか、この文言というのはまさしくグラフを言っているのか疑問なのです。なぜ疑問かという、2千人の中の特性をチェックしたうえで発送して回答した人の回答率が低いとか高いとかそれであれば回答率が低かったのは有っているでしょうけれど、755人を分別したら回答が少ないなと人口的に若い人が少ないのだから。

事務局：人口の割合に基づいて2千人の中にも、

事務局：委員が言われるのは2千人に配布して10代、20代、30代、40代は均等な人数で、

委員：均等でなくても良いですが、送る時にこの人は何歳で女性か男性かそういう区分けをした上で回収してきて送ったものに対する回答率がこうだったとまさしく正しい表現なのかということを知っているのです。

事務局：送る際に抽出して、年代ごとの割合に基づいているので単純に年齢で100人ずつではなく、多い年代の方々には多く発送している形になっています。

委員：送る文書は果たしてこの通りになっているのでしょうか。

事務局：そうです。

委員：わかりました。あともう一つですが委員が言った中身、まさしくそうであってこういう風な結果になりました、この結果を受けてどうしていくのだというのが重要であって、では理想形は確かにあるはずなのです。全員にこういう風に答えてほしいとかそれは打ち出せないのですか。

委員：打ち出すのが難しいからやらにゃんを使ってはどうですかと。

委員：間接的に表現するのですね。

委員：やらにゃんの家庭も育児休暇取ってみたらとそういうことですね。うちもやってみようだといいいのではないですかという提案です。すごくいいアイデアだと思います。

委員：今から言う話ではないですが、私もアンケート書いたのですが、途中でもうやめようかと思う意見があってそれが結果37.8%の回収率ということにつながっているのかなと、そもそも前のアンケート結果に対してこのアンケートはどうなるかという調査の目標もあったのでこんな分厚いアンケートになったと思うのです。今後やる時にはすごい絞り込んだことをやらないとまた低回答率でしたではなにやっているのとちょっと心配になりました。

委員：スマホで回答できませんか。

委員：インターネットでできれば。

委員：前回それを提案されてましたよね。

委員：その話も出ましたよね。

委員：時代も変わってきたから回答の方法も変えたらいいのではないですかと言ってくださったのでこれからはそういう時代が来ているのではないのでしょうか。

委員：紙で伝える人もいるし、QRコード付けてできるように。

事務局：前は郵送方式でしたが、次のアンケートはSNSとかも含めて、自由に興味のある方は協力ください、別に男女年齢問わずでもアンケートをとっても良いのかなと思います。

委員：バンバン行くわけにはいかないですね。つまり人口で抽出していかないといけないからそれを含めると両方をやるということが必要になってくるのですよね。つまり郵送方式は変わらず郵送にはするのですが1ページ目にQRコードを付けて、選択できるようにすればこちら側は回答する側はQRコードで読み取ってということもできますよね。さっきの委員の回答率の話ですけれど、本当に良いのですか、納得されたのですか。

委員：読まれにこないと信憑性が低いというのは。

委員：年齢ごとの回答割合が若者が少なくなるのは当然ということですよ。たとえば20代の5%というのは20代に送った100%のうち5%ということですか。それとも755人のうち5%なのですかという質問だったと思います。そうですね。20代に送った全員のうち5%だったということですよ。

事務局：そうです。20代でアンケート用紙を送った方について回答が来た人が5%ということです。

委員：だからこれは足しても100%にならないということですね。

事務局：そうなりますね。回答率というとなるよね。年代別の回答率という事になれば。

事務局：出しておいて勘違いしていましたね。

事務局：回答した人数を全体で38人に対して755分の38だと5.0%そうではない。

委員：若い人だと少ないはずだから、少なくなるのは当然だという議論ですね。そういうことだと思います。だから納得してはダメだということです。

事務局：それであれば分かりづらくむしろ誤解を招くので、

事務局：円グラフではなくて10代、20代、30代で送付した数と回答人数、それを示さないと委員が言っている回答率がどうなのという話にはならないと思います。

委員：円ではダメですね。

事務局：円だと足すと100になるので回答した数を年齢別で割っただけなので、それなら年配の人が占める割合が多くなるのは当たり前ですね。それは回答率とは違うのではないですかという委員の意見です。私が納得してすみません。

委員：回答者が女性が50%以上。

事務局：回答した年齢構成はこれなのです。回答率ではないですねそれは、回答した年齢層の割合がこうです。

委員：では回答率が低い結果になっているというのはうそなのですか。それは言えないのですね。

事務局：すみませんでした。

委員長：それでは1議案残っていますのでよければ次に移ってもよろしいでしょうか。では最後、第3次胎内市男女共同参画プラン21について事務局からお願いします。

事務局：最後の項目ですが第3次胎内市男女共同参画プラン21の(案)ということで事務局案を作成させていただきました。今日配布した資料は第二次の計画になっています。違いが分かるようにどちらも準備させて頂きました。入る前におさらいということで第3次の概要を簡単に説明させて頂きます。現計画の第2次プランの計画を継承する部分については継承し、大きく修正する部分もあるかと思いますが、そういった部分については修正したものを作り男女共同社会の実現を図るために市が取組む指針の策定ですとか市民、企業、団体等が自ら考え行動するための指針ということで計画を策定したいと思っています。計画期間につきましては2020年度から2024年度まで5ヵ年計画ということにしております。今回新たに加わるものとして、計画の一部がDV防止法に基づくDV防止計画としてそれを内包するもの、また女性活躍推進法に基づく女性活躍推進計画として位置づけられる計画となっています。配布した方の資料に移りますがまず基本目標です。I番、人権を尊重した男女平等を推進する意識づくりということでこれについては前回の基本目標と変わらないのですが、前回の会議の際に人権を尊重したという文言が当初消させてもらったのですが皆さんの方から人権があつての男女平等ですよということで人権を尊重したという文言を残した状態で作らせて頂こうと思っています。中の重点目標ですが、1番男女一人一人を尊重する意識づくりということで施策の方向が3つに分かれています。(1)家庭生活、地域職場における男女共同の意識づくりは変わらず残しました。(2)固定的性別役割分担意識、社会的慣習の解消に向けた啓発、これは番号は変わっていますが前回の計画と同じく入れております。新しくなったものとして(3)LGBT(性的少数者)の新しい意識の啓発ということで追加させていただきました。県の男女平等参画推進の重点目標に無いのですが、新たな課題として上げられているので本計画には施策の方向ということで上げさせていただきました。見え消しになっているもので前回あつた国際的理解協調の推進ということでこちらはまだ検討段階ではありますがV番の推進体制の整備管理の中の(3)国県他市町村との連携ということでこちらに含めようかということで検討しています。これまで具体的な事業として海外体験学習ですとか英語学習に対する補助とかそういったものがあつたのですが、そういった事業も廃止になったということで具体的な事業が無くなったのですが、先ほども皆さんの方から意見を頂いた国際的理解とかも必要といったものもありましたので担当としても悩んでいるところで

すが、やはり残した方が良いのかなと思っています。もう少しこちらで検討させていただきたいと思います。続きまして重点目標の2番です。男女平等を推進する教育学習の充実、施策の方向として2つ上げています。どちらもこれまでと違い新しくなったのですが、園・学校における男女平等の教育方法の推進と保護者・保育士・教職員等への意識啓発ということでアンケートの中で先ほども言いましたが男女の地位が平等になっていると教育現場で課題となっていることを受けまして、以前委員会の方でも指摘を頂きましたので重点的に取り組んでいただきたいということで上げています。アンケートの中で保護者からも男女平等に関する固定的役割分担意識の刷り込みのようなものも見られたので子供達だけでなく保護者を巻き込んだ意識啓発に取り組んで行きたいと考えています。次にⅡの重点目標1番、政策方針決定の場における女性の参画促進ということで、こちら前回の項目と変わっていないのですが上げさせていただいています。ただ今回は女性活躍推進計画の位置づけということで右側の部分に※印が入っています。2番、農林水産業・商工業等、自営業における男女共同参画の推進ということで県の方でも重要目標とされているものです。施策の方向(1)女性の人材の育成と起業支援、(2)次世代を担う人材育成、若い女性が後継者として経営参画ということで文言は検討中ですがこういったものをあげたいと思っています。第6次産業化に向けた女性の人材育成ですとかこちら女性活躍推進計画に位置づけられるものとして重点的に取り組んで行きたいと考えています。重点目標の3番、地域活動・防災活動等の女性参画の推進ということで自治会、地域における女性参画について重点的に取り組んで行きたいと思っています。アンケートの中でも女性が地域や社会に参画していくに賛成と答えた方が7割を超えていて、ただし現状はそうっていないといったことから課題が多くあると思われるので施策の方で考えて行きたいと思っています。1番が地域活動への男女共同参画への推進、2番が防災分野における男女共同参画の促進ということで、2番は前回の計画にもありましたが引き続き上げました。Ⅲ番、仕事と生活の調和がとれた環境づくりです。重点目標は1番、家庭と仕事等の両立支援ということで3つ上げさせていただきました。こちら施策の方は前回と変わりありませんが皆さんから意見を頂いています通り、これまでの施策とか事業が形骸化している部分もありますので、中身については女性活躍推進を意識した大幅な見直しが必要なのではということで、各課に施策の方向について意見をあげてもらっているところです。続きまして重点目標2番、男女平等な就業環境の整備ということで3つ上げています。こちら前回の計画と変わっていませんが、(1)男女の均等な雇用機会と待遇の確保というところが女性活躍推進計画に基づく計画ということで少し文言を変えた部分もありますがそういった内容となっています。Ⅳ番、基本目標の元気に安心して暮らせる街づくりということで前回と少し変わった部分もあるのですが、1番、男女の心と体の健康支援ということで3つ上げさせてもらいました。これは前回命の尊さに対する正しい知識の啓発といったところでより幅広い形で男女の心と体の健康支援という風に文言を変えさせて頂いたのですが、担当課の方でも検討中で命の尊さといった正しい知識の啓発と言ったものも戻した方が良いのではないかと検討チームの中でもそういった意見があったので現在検討しているところです。こちらは子供が学校だけでなく地域全体で育てましょうということで(1)～(3)まで3つ上げています。2番ですが、あらゆる暴力を許さない社会づくりということで(DV・セクハラ)と書かせて頂いたのですが、先ほど意見を頂いた通りいろいろなハラスメントが存在する中でDV、セクハラに限定せず、あらゆる暴力ということで幅広く取り組んで行きたいと考えています。(1)～(4)まで最初はDVの根絶と防止に向けた啓発、セクハラ根絶と防止に向けた啓発、女性相談窓口の充実と他の機関との連携強化、最後に児童虐待防止と4つにまとめさせていただきました。先ほど申し上げました通り、DVの相談窓口を知らないと言った方が未だに多い現状の中で、これまで通り周知を継続するのも必要ですが、別の形で認知度が上がるような取り組みをしていきたいと考えています。

重点目標の3番ですが、貧困により困難を抱えた男女が安心して暮らせる生活貧困等支援環境の整備ということで前回の目標にはないものですが新しく上げさせていただきました。施策の方向としては、(1)生活困窮者への自立支援、複合的な課題を抱える生活困窮者の自立の推進、(2)ひとり親家庭等への支援ということでどちらも女性活躍推進計画に基づく計画として上げさせていただきました。基本目標の5番、推進体制の整備及び管理ということで、1～4番までの目標とは別に上げさせていただきます。これまでも行っていることではありますが、計画の進捗状況の管理ですとか市民事業者、各団体等の連携協力、国・県・他市町村との連携という管理体制をとっていきましょうということで上げさせていただきました。こちらからの説明は以上です。

委員長：ありがとうございます。今日はいったんこれで承認という所までですか。

事務局：可能であればそう思っていたのですが、時間が。

委員：この内容についての意見はよろしいですね。良くまとめられたなと思って読ませていただきましたが、1の基本目標の1の施策の方向の国際的理解と強調というこれは事業をやるやらないではなく、国の男女共同参画社会基本法の最後の基本理念なのです。人権から始まって最後の国際的協調というのは基本理念に載っているのです。市町村は国と県のプランを勘案して努力義務という形になっているので、国際的理解と強調の推進というのは外せないものだと思うのです。男女共同参画の施策の上で、理解が交流する事だとか英語教育も基本なのですが、そういうこともあります、国際的に男女共同参画がどう進んでいるとかかそういうところの認識を持ちながら自分の所で進めていくという意味合いでもあるのです。ですから具体的な施策をすとかしないとかではなく、包括的に視点を持ってやっていかないと意味もありますから、これは外せないと思います。(3)の一番最後の県・国等の連携に含むとかって訳がわからなくなりますよね。これはこれですよね。これは私の意見です。次に(1)園・学校における男女平等とありますが、園でよろしいのでしょうか。保育所は所ですよ。幼稚園は園ですけれども。ですから幼児教育とかそういう言葉になるのでしょうか。でも学校におけるだからやはり園でしょうか。

委員：学校教育課なのかこども支援課なのか。保育所と幼稚園は管轄が違います。

事務局：うちは幼稚園は無いです。こども園と保育園を指している言葉なのです。

委員：では胎内市はOKですね。

事務局：たぶん認可外があると保育所となると思います。

委員：幼児のうちからという意味ですよ。少し文言を検討いただけると良いのではないかと思います。では次に2のあらゆる分野での共同参画の推進の2の施策の方向の(2)次世代を担う人材育成はいいのですが、わざわざここで若い女性と、若いと入れますか。どこまでが若いとみなされるとか自分は若いと思っても入れてもらえないとかいろいろです。ですから、女性が後継者として経営参画は男性の役目だというのではなく女性も大いに参画してもらいましょうという意味合いだと思いますからどうでしょうか、若いがいるかいないか。それからここがややこしくなっていますが、4の2のあらゆる暴力を許さないところでDVとセクハラになっていますがハラスメントがセクハラになっているので、DV・ハラスメン

トとかセクシャル・ハラスメントではなくてあらゆるハラスメントの根絶と防止に向けた啓発にした方が、ではあらゆるものはどういうものかとどこかにカッコ書きしておくとかにした方が、嫌がらせなので人権侵害の何物でもないのでセクシャルにこだわらない方が今の時代のプランにはよろしいのではないのでしょうか。それとひとり親家庭の支援とありますが、今男性のひとり親家庭も増えていきますよね。普通はひとり親家庭というと母と子供だけととらえがちなのですが、現実男性のひとり親家庭も増えていきますから、そこが分かるような文言表現があるのではないかと思います。分かりやすくあらゆる分野をLGBTも一つの形に入れていただいて頑張られたなと思います。私はそんなところが気がつきました。

委員長：ありがとうございます。ほかにありますか。

委員：Ⅲの(3)再就職推進支援とは具体的にイメージがわからないのですが、1回リタイアした人のということですか。

委員：生活推進の中には入らないのですか。

事務局：入ります。1回リタイアした方が結構いるので、

委員：出産したり子育ての時にリタイアした方ですね。

委員：これは意見なのですが、前回男女共同参画推進条例を作らなければと終わった感じの件ですが、今回は考えていませんか。

事務局：今の所まだです。男女平等というこれは男女共同参画プランですが、いろいろな男女差別もそうですし、人権差別に関して人権条例という形で色々なものを今考えています。

委員：昨年、新発田市で男女共同参画推進条例と書いてありますが、今日この文言を比較していくと推進の方向がすべて網羅されているのです。しかもやりましょうではなくねばならないと書いてあるのです。逆に言うとそれを作って消化するような推進をやらないと上手くいきそうな気がしないです。こういう体裁的なものを打ち立ててやらないと無関心な人はいつまでも無関心です。

委員：施策を本当に推進するためには、条例があつてプランがあるべきなのです。なかなか条例が先にとっていると言っていると喫緊の課題と言われている男女共同参画の社会づくりは後手に回るので、まず市町村はプランからでもという形なのです。新潟県全体で胎内市も市ですからぜひ条例を頑張っていたいただければ県は喜ぶます。だいが市の方もできているのです。

委員：10市あるのですね、20市のうち半分だから11市目で胎内となると。

事務局：3次プランとセットでというのが一番理想なのかなと思います。

委員：一番最後5番目にそれをポンと入れて。

事務局：条例制定をですか。5番目に。

委員：検討とか。

委員：諮問機関だから提言できるのですよね。

事務局：できます。我々事務局で制定するかどうか検討させて頂く、最後は市長への諮問機関の委員会ではないですが、この委員会でそういう意見がありましたということについては市長に伝えて、制定せよとなれば制定するという事になります。

委員：それでは入れていいのではないですか。

委員：条例ができればこの回も必然的に審議会になるのですよね。

事務局：そうです。

委員：そうすればより強い提言ができるわけですね。市長直属の諮問機関になりますからね。

事務局：今は我々が間接的に市長に報告ということになりますが、それが今委員が言われたような形の市の諮問機関であれば直接市長に言う権利があります。

委員：反対に市長から我々の施策はこうしましたので諮問しますという形で投げかけられて私どもの方からお願いして、強い意見ができるのですよね。

事務局：違うのではないかと言えるのです。

委員：この回そのものは審議会に格上げになりますから、その方が良いのではないのでしょうか。プランの中でそれを明言化

委員：(1)に条例にしてということもできる。その提言を我々ができる。そっちの案を事務局でもんで頂く。

事務局：わかりました。これについては市長に話をして審議会となれば市長にも意見を伺わないと。

委員：庁議メンバーの中で男女共同参画に関しては副市長がトップになっていますよね。それから課長たちで。

事務局：庁内の推進委員会はそうです。

委員：そうなれば市長がトップにならなければだめですね。色んな意味で条例を作るのにぐっと進むのです。

委員長：よろしかったでしょうか。最後に大きな提言をさせていただきましたが、事務局で検討の方宜しくお願いします。